

平成25年労働組合基礎調査の概要

平成26年 1月16日発表

平成25年 6月30日現在

大分県商工労働部 労政福祉課 労働相談・啓発班

労働組合の組織の実態を明らかにするため、国では全ての労働組合を対象に基礎調査を行っています。この度、調査結果がまとまりましたので、本県組合の概要について、以下のとおりお知らせします。例年この時期に発表しています。

◎ 推定組織率の推移

県内の非単位組合及び非独立組合員（以下「非単位等」という。）を含む平成25年の組合員数は、80,513人と前年（81,342人）より829人の減少となった。それに伴い非単位等組合員を含む推定組織率も17.5%と前年（17.8%）を0.3ポイント下回った。

		組合数(増減)		非単位等を含む組合員数(増減)		推定組織率
平成	14年	698	(△ 26)	88,361	(△ 4,380)	20.0
	15年	691	(△ 7)	86,624	(△ 1,737)	20.2
	16年	671	(△ 20)	84,032	(△ 2,592)	18.7
	17年	614	(△ 57)	82,056	(△ 1,976)	18.6
	18年	586	(△ 28)	81,420	(△ 636)	17.9
	19年	560	(△ 26)	79,533	(△ 1,887)	17.2
	20年	553	(△ 7)	79,057	(△ 476)	17.2
	21年	536	(△ 17)	80,405	(△ 1,348)	18.2
	22年	533	(△ 3)	79,863	(△ 542)	18.1
	23年	531	(△ 2)	81,408	(△ 1,545)	17.8
	24年	521	(△ 10)	81,342	(△ 66)	17.8
	25年	521	(△ 0)	80,513	(△ 829)	17.5

※推定組織率＝組合員数（非単位等を含む）÷雇用労働者数

・「非独立組合員」、「非単位組合」については、最終ページ「Ⅲ 用語の説明 3、4」で説明。

◎ 組合数の状況

平成25年 平成24年 増減
521 521 0（新設等 12 解散等 12）

産業別上位3業種（構成比%）（非単位等を含まない）

① 運輸業、郵便業 85 (16.3) ② 製造業 81 (15.5) ③ 教育・学習支援業 59 (11.3)

◎ 組合員数の状況

平成25年 平成24年 増減
非単位等を含む 80,513 81,342 △829

産業別上位3業種（構成比%）（非単位等を含まない）

① 製造業 20,224 (26.8) ② 公務 12,164 (16.1) ③ 教育・学習支援業 7,061 (9.4)

◎ パートタイム労働者組織状況（非単位等を含む）

パートタイム組合員は、7,742人で、対前年48人（0.6%）増

非単位等を含む全組合員数（80,513人）に占める割合は、9.6%で前年（9.5%）比0.1ポイント増加

◎ 県内上部団体の状況

	組合数(増減)	非単位等を含む組合員数(増減)
連合大分	308 (△ 2)	56,241 (△ 924)
県労連	46 (△ 3)	3,363 (△ 326)

I 平成25年労働組合基礎調査の結果

1 概況

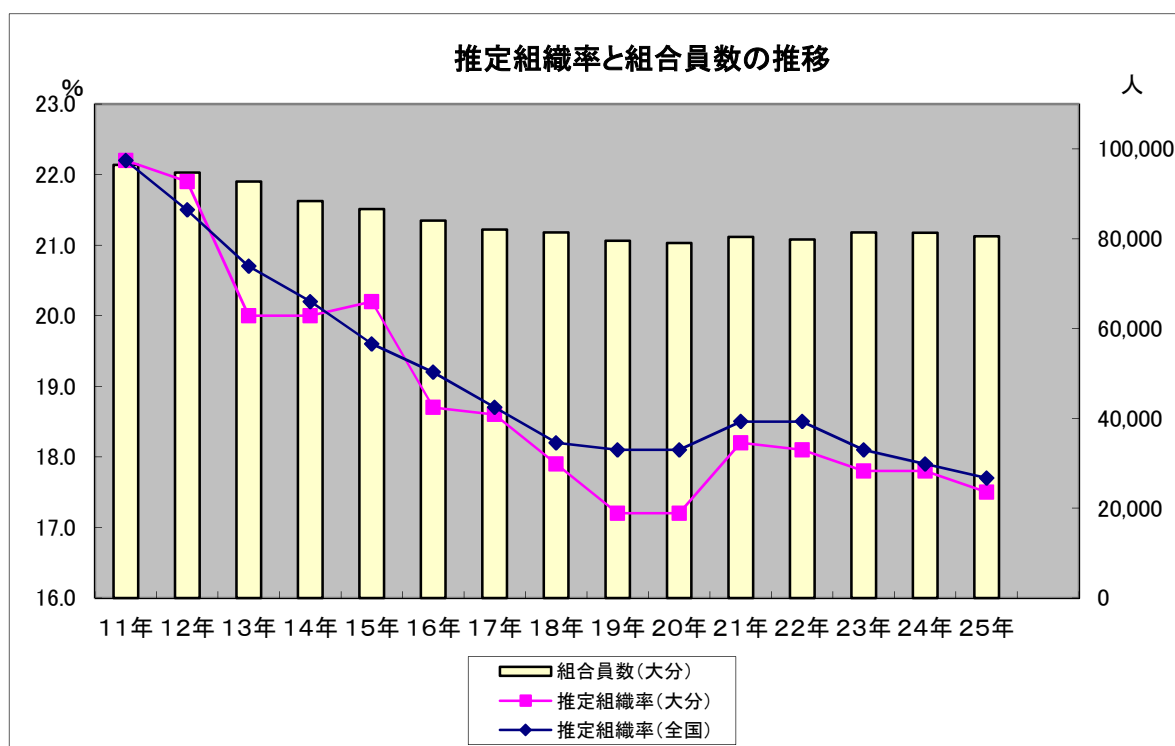
平成25年6月30日現在で実施された、平成25年労働組合基礎調査の大分県における調査結果は以下のとおりである。

(1) 組合数は、521組合で前年と同数となった。

(2) 非単位等組合を含めた組合員数は、80,513人で前年に比べ829人減（前年比1.0%減）で、推定組織率（雇用労働者数（461,041人）に占める労働組合員数の割合）は17.5%となり、前年を0.3ポイント下回った。

平成25年の推定組織率に用いた雇用労働者数については、労働力調査（平成25年6月分）により、算出している。（総務省統計局 労働力調査「長期時系列表1（3）雇用者—全国，月別結果」）

(3) 非単位等を含まない組合員数は、75,446人で前年に比べ1,148人の減少（前年比1.5%減）となった。



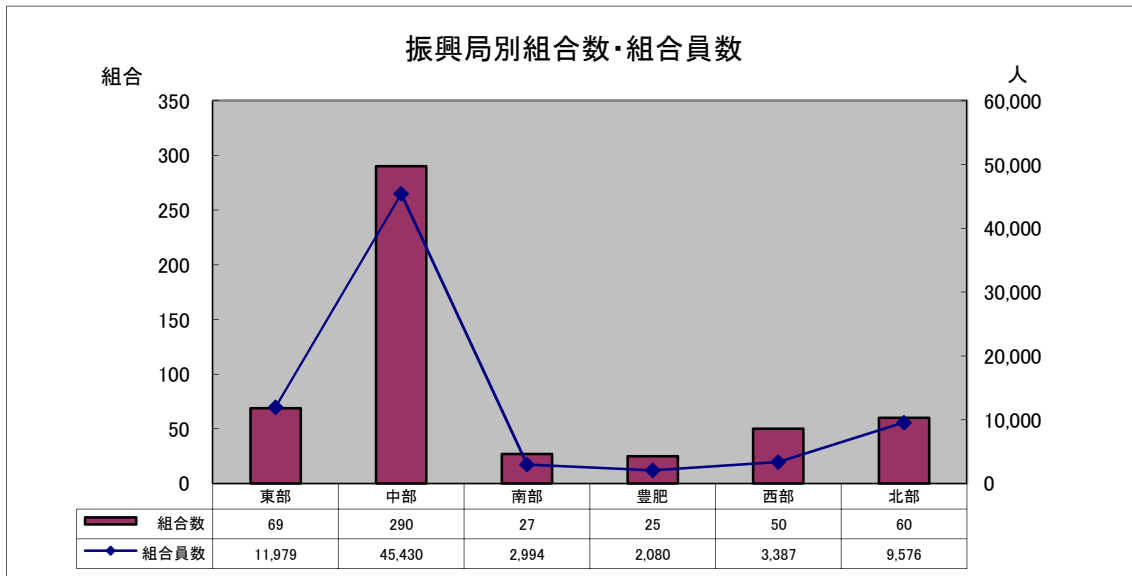
2 組合数の状況

この1年間（平成24年7月1日～平成25年6月30日）に12組合が新設等した一方で、12組合が解散等した結果、平成25年調査の組合数は521組合となり、前年と同数となった。

(1) 振興局別状況（非単位等を含まない）

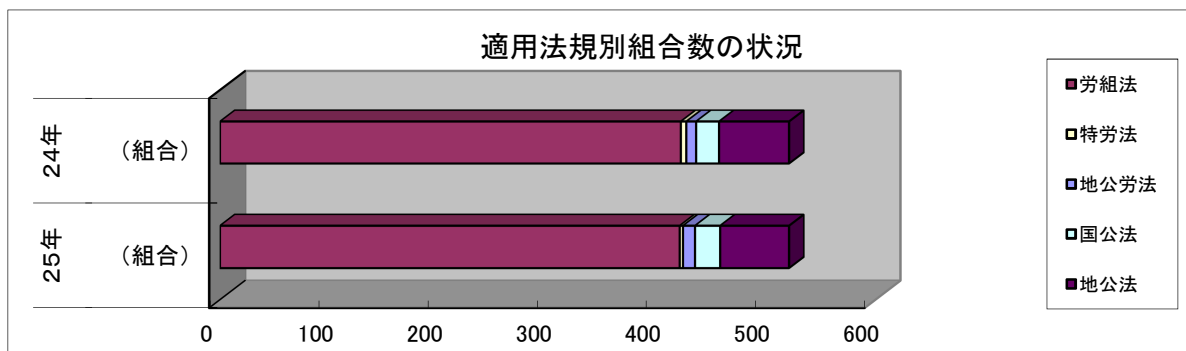
① 組合数の増減をみると、6地域のうち南部・西部地域は昨年と同数で、中部地域は4組合が減少し、他の3地域では東部地域1組合増・豊肥地域1組合増・北部地域2組合増となっている。

② 組合数の構成比をみると、中部地域が55.7%（290組合）で最も高く、以下、東部地域が13.2%（69組合）、北部地域が11.5%（60組合）、西部地域が9.6%（50組合）の順となっている。



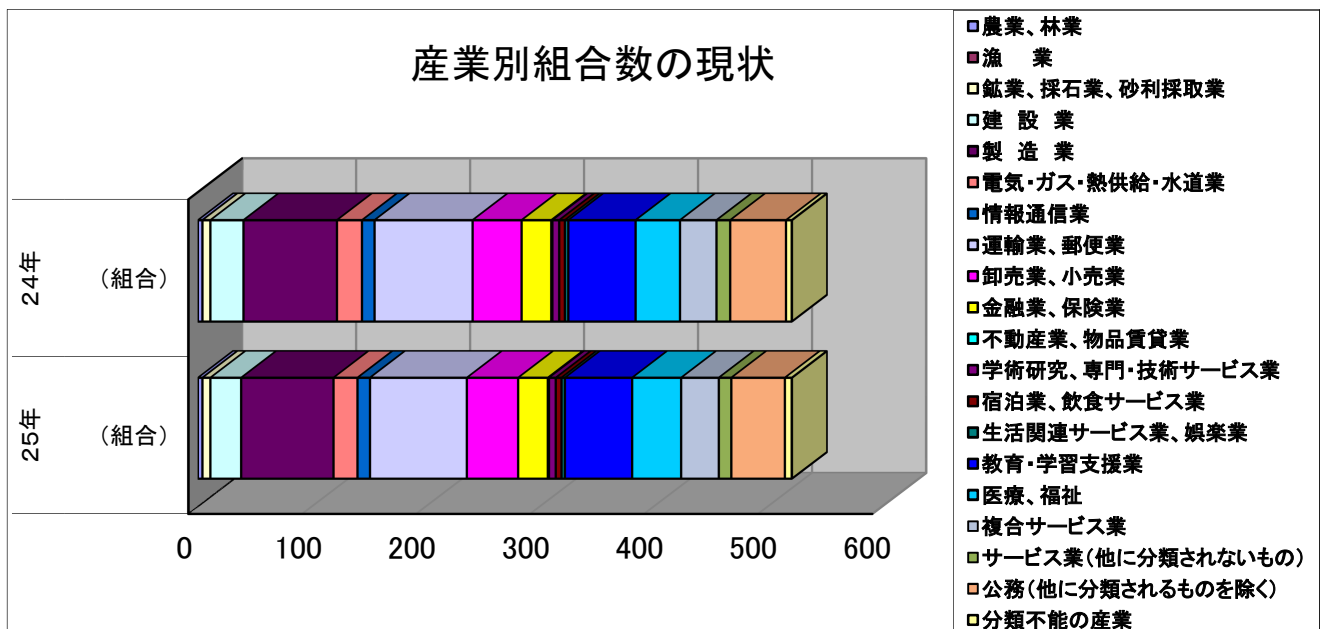
(2) 適用法規別状況 (非単位等を含まない)

- ① 組合数の増減をみると労組法適用の1組合、特労法適用の2組合、地公法適用の1組合の計4組合の減少となっている。その他の地公労法適用及び国公法適用はそれぞれ2組合の増加となっている。
- ② 構成比をみると、労組法適用が80.8% (421組合) で最も高く、以下、地公法適用12.1% (63組合)、国公法適用が4.4% (23組合) の順となっている。



(3) 産業別状況 (非単位等を含まない)

- ① 組合数の構成比をみると、運輸業、郵便業が16.3% (85組合) で最も高く、以下、製造業の15.5% (81組合)、教育・学習支援業の11.3% (59組合) の順となっている。



3 組合員数の状況

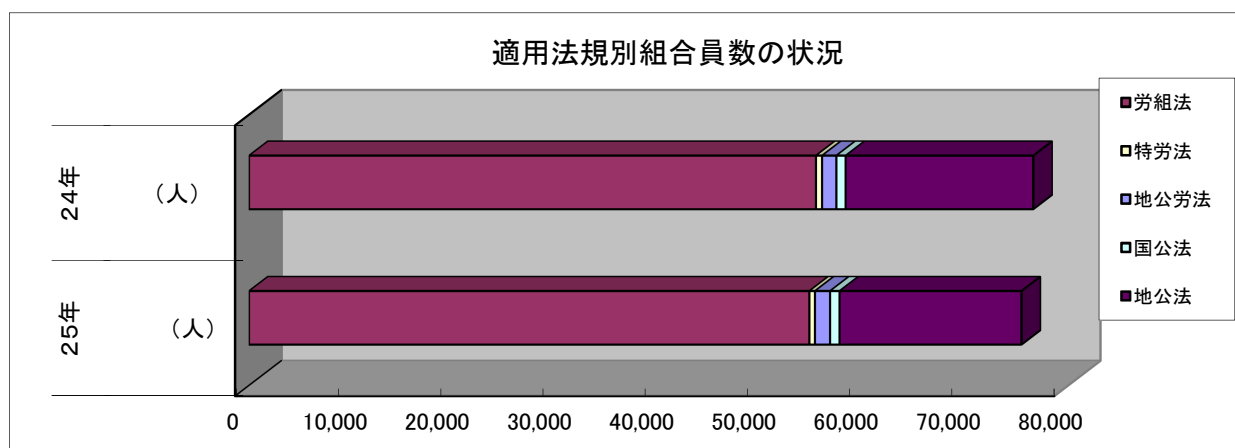
この1年間に12組合の新設等により前年比1,131人増加し、12組合の解散等で前年比861人減少して、計270人の増加となったが、既設組合の組合員の減少により、平成25年調査の組合員数は、80,513人となり、前年(81,342人)に比べ829人の減少(前年比1.0%減)となった。
(非単位等を含む)

(1) 振興局別状況 (非単位等を含まない)

- ① 組合員数の増減をみると、増加したのは北部地域で298人の増加となっている。一方、減少したのは東部地域267人、中部地域1,083人、南部地域47人、豊肥地域7人、西部地域42人となっている。
- ② 組合員数の構成比をみると、中部地域が60.2%(45,430人)で最も高く、以下、東部地域15.9%(11,979人)、北部地域が12.7%(9,576人)の順となっている。

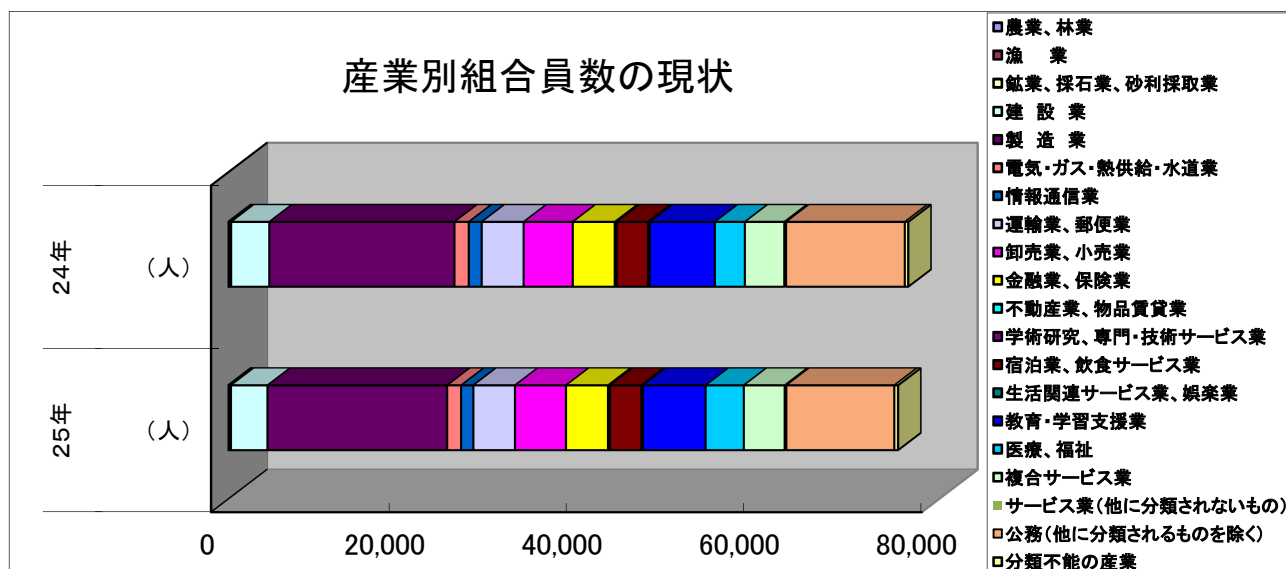
(2) 適用法規別状況 (非単位等を含まない)

- ① 組合員数の増減をみると、増加したのは地公労法適用で83人、国公法適用で16人の増加となっている。一方、減少したのは、労組法適用で645人、地公法適用で550人、特労法適用で52人となっている。
- ② 構成比をみると、労組法適用72.5%(54,736人)で最も高く、以下、地公法適用23.5%(17,766人)、地公労法適用が2.0%(1,481人)の順となっている。



(3) 産業別状況 (非単位等を含まない)

- ① 組合員数の構成比をみると、製造業が26.8%(20,224人)で最も高く、以下、公務が16.1%(12,164人)、教育・学習支援業が9.4%(7,061人)の順となっている。



4 パートタイム労働者組織状況

パートタイム労働者を組合員として有する組合は、48組合で前年（47組合）に比べ1組合増加した。また、パートタイム組合員数は7,742人で、前年（7,694人）に比べ48人（前年比0.6%）増加し、全組合員数に占めるパートタイム組合員の割合は、9.6%と前年（9.5%）対比0.1ポイント増加している。

組合員数を産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業が3,234人で最も多く、次に卸売業・小売業が3,034人で続き、この2業種で全体の81.0%を占めている。

男女別では、女性が5,992人で、全体の77.4%を占めている。
(非単位等を含む)

5 県内上部団体の状況

連合大分の組合数は308組合で、前年（310組合）より2組合減少した。非単位等を含まない組合員数は54,235人で、前年（55,203人）に比べ968人減少し、県内の全組合員数（75,446人）に占める割合は71.9%となり、前年（72.1%）より0.2ポイント減少した。

また、非単位等組合を含めた組合員数は56,241人で、前年（57,165人）に比べ924人減少した。

県労連の組合数は46組合で、前年（43組合）より3組合増加した。非単位等組合を含まない組合員数は2,694人で前年（2,407人）に比べ287人増加し、県内の全組合員数に占める割合は3.6%となり、前年（3.1%）より0.5ポイント増加となった。

また、非単位等組合を含めた組合員数は3,363人で、前年（3,037人）に比べ326人増加した。

6 県内の推定組織率

平成25年6月30日現在で把握できた非単位等組合員数5,067人を含む県内の組合員数80,513人を平成25年の雇用労働者数（平成25年6月の雇用労働者数による。）461,041人で除すと、推定組織率は17.5%となり、前年（17.8%）より0.3ポイント減少した。

医療、福祉及び卸売業、小売業で組合員が増加し、公務（他に分類されるものを除く）、製造業及び教育・学習支援業で減少して、今年の県内の推定組織率は減少する結果となった。

お問い合わせ先 大分県商工労働部 労政福祉課 労働相談・啓発班 担当：榎本（県庁内線3351） 電話：097-506-3351

II 利用上の注意

1 「労働組合基礎調査」は、我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合員数、加盟組織系統等を調査するもので、厚生労働省所管のもとに、毎年6月30日現在で実施しており、本結果表は、大分県分について、県が独自に集計し公表するものである。

したがって、厚生労働省から公表される数値とは、若干相違することがある。

2 比率計算してある箇所は、四捨五入してあるので、内訳と合計が一致しないことがある。

3 平成25年の推定組織率に用いた雇用労働者数は、総務省統計局が実施している労働力調査「長期時系列表1(3)雇用者一全国、月別結果」における平成18年6月と平成25年6月の数値を基に推計を行った。

4 特段の表示がある場合を除き、組合数は「単位組織組合」と「単位扱組合」について集計し、また、組合員数は「単位組織組合」、「単位扱組合」の組合員及び「非独立組合員」について集計している。

5 振興局の所管市町村は次のとおりである。

東部振興局 …別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町

中部振興局 …大分市、臼杵市、津久見市、由布市

南部振興局 …佐伯市

豊肥振興局 …竹田市、豊後大野市

西部振興局 …日田市、九重町、玖珠町

北部振興局 …中津市、豊後高田市、宇佐市

III 用語の説明

1 「単位組織組合」

規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織を持たない組合をいう。

(例えば、中小企業の組合に多くみられるように1企業1事業所の労働者で組織されていて、支部、分会など下部組織を全く持たない組合)

2 「単一組織組合」(「単位扱組合」、「連合扱組合」、「本部」)

規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織を有する組合をいう。

そのうち、最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部」その中間に当たる組織を「連合扱組合」という。

(例えば、大企業の組合の本部、支部、分会等)

3 「非独立組合員」

単一組織組合の中で独自の活動を行う下部組織(分会等)に属さず、直接、連合扱組合や本部などの上部組合に属している組合員をいう。

4 「非単位組合」

本調査において労働組合の定義(自ら規約を有し、独自の意志決定をなし、かつ、これを執行する機関及び会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行いうる体制が備わっているもの)に該当しないが、これに準ずる労働組合の組織をいう。

5 略称は次のとおりである。

労組法：労働組合法

特労法：特定独立行政法人等の労働関係に関する法律

地公労法：地方公営企業等の労働関係に関する法律

国公法：国家公務員法

地公法：地方公務員法

連合大分：日本労働組合総連合会大分県連合会

県労連：大分県労働組合総連合